



令和元年度

特別養護老人ホーム待機入所状況調査報告書

2019年10月

静岡県老人福祉施設協議会
特養委員会

特別養護老人ホームの待機・入所状況調査

1. 調査目的

毎年実施している特別養護老人ホームへの待機状況調査について、行政等との話し合いなど今後の対応の資料とするため、待機者の状況に加え、入所者の状況や特例入所の状況について調査を行う。

2. 調査概要

①方法

県老施協事務局より会員施設の全特養に調査票をFAXで依頼し、回答いただいた。

②調査期間

2019年7月16日から2019年7月31日

③調査担当

静岡県老人福祉施設協議会 特養委員会

3. 回答状況

対象施設：215施設

回答施設：187施設

回答率：86.9%

<内訳>

	全体	東部	中部		西部		2018年度 全体
			静岡市内	静岡市外	浜松市内	浜松市外	
回答施設数	187	70	24	26	34	33	194
従来型	83	37	8	12	14	12	85
ユニット型	76	26	9	10	16	15	85
混在	28	7	7	4	4	6	24

1. 施設の概要について

(1) 2019年6月時点の入所者の平均要介護度

	全体	東部	中部		西部		2018年度 全体
			静岡市内	静岡市外	浜松市内	浜松市外	
全体	3.7	3.8	3.8	3.9	3.6	3.6	3.7
従来型	3.8	3.7	3.8	3.9	3.7	3.8	3.6
ユニット型	3.7	3.8	3.8	3.9	3.5	3.7	3.7
混在	3.7	3.9	3.8	4.0	3.6	3.1	3.8

2019年6月時点の平均要介護度は全体では3.7となり、2018年度6月時点と殆ど変わっていない。施設種別では、従来型施設の方が昨年度の平均要介護度が3.6でユニット型や混合型と比較すると低かったのに対し、2019年6月時点では平均要介護度3.8と上がっており、ユニット型や混合型と比べ高くなっている。

(2) 直近3か月間（2019年4月～6月の期間）に入所された新規入所者の平均要介護度

	全体	東部	中部		西部		2018年度 全体
			静岡市内	静岡市外	浜松市内	浜松市外	
全体	3.8	3.9	3.7	3.7	3.6	3.7	3.6
従来型	3.8	3.9	3.7	3.9	3.6	3.7	3.6
ユニット型	3.8	4.0	3.8	3.7	3.7	3.6	3.5
混在	3.6	3.9	3.6	3.1	3.5	3.8	3.6

直近3か月間に入所された新規入所者の平均要介護度の方が、2019年6月時点における全体の平均要介護度3.7と比較して3.8と若干高くなっている。また、昨年度と比べても直近3カ月の平均要介護度3.6から高くなっている。

(3) 2019年6月時点の平均稼働率

	全体	東部	中部		西部		2018年度 全体
			静岡市内	静岡市外	浜松市内	浜松市外	
全体	95.0%	97.3%	92.7%	95.0%	90.9%	95.7%	94.4%
従来型	95.2%	97.0%	84.3%	97.2%	95.6%	94.4%	92.8%
ユニット型	94.0%	97.8%	97.1%	91.8%	84.9%	96.6%	93.1%
混在	96.9%	97.0%	96.8%	96.7%	98.8%	95.9%	97.2%

2019年6月時点の平均稼働率は95.0%

平均稼働率が90%を下回ったのは、静岡市内の従来型、浜松市内のユニット型で、昨年度と変わらない。

2. 昨年度1年間の入所者状況について

(1) 全体のまとめ

回答項目	2019年度		2018年度	
	施設数	比率	施設数	比率
空き定員を満たすのに十分な待機者がいる	39	21%	27	14%
空き定員を満たすだけの待機者は、概ね確保できている	87	47%	103	53%
空き定員に対して、待機者の数は不足気味である	47	25%	48	25%
空き定員に対して、待機者の数はまったく不足している	12	6%	15	8%
合計	186	99%	193	100%

※回答された187施設の内、当項目の未回答が1施設あったため100%にはなっていない。

昨年度1年間の空き定員に対しての待機者状況について各施設に伺った結果、「空き定員を満たすのに十分な待機者がいる」と回答された施設は39施設（21％）で、昨年度より7％増加している。また、十分ではないが「待機者は、概ね確保できている」と回答された施設はその分減少するも、「待機者の数はまったく不足している」と回答された施設は、昨年度15施設（8％）に対し12施設（6％）と減少している。比較的、待機者は確保されてきている。しかし、待機者の数は「不足気味である」又は「まったく不足している」と回答された施設は59施設で全体の31％で、昨年度33％と大きな変化は見られない。

(2) 地区・施設種別の内訳

①空き定員を満たすのに十分な待機者がいると回答された施設

	全体		東部		中部				西部				2018年度	
					静岡市内		静岡市外		浜松市内		浜松市外		全体	
全体	39	21%	22	31%	3	13%	11	42%	2	6%	1	3%	27	4%
従来型	22	27%	13	35%	2	25%	6	50%	0	0%	1	8%	18	47%
ユニット型	9	12%	6	23%	0	0%	3	30%	0	0%	0	0%	6	25%
混在	8	29%	3	43%	1	14%	2	50%	2	50%	0	0%	3	5%

②空き定員を満たすだけの待機者は、概ね確保できていると回答された施設

	全体		東部		中部				西部				2018年度 全体	
					静岡市内		静岡市外		浜松市内		浜松市外			
全体	87	47%	35	50%	14	58%	11	42%	11	32%	16	48%	103	53%
従来型	38	46%	18	49%	5	63%	5	42%	3	21%	7	58%	47	55%
ユニット型	36	47%	15	58%	5	56%	4	40%	7	44%	5	33%	45	53%
混在	13	46%	2	29%	4	57%	2	50%	1	25%	4	67%	14	57%

③空き定員に対して、待機者の数は不足気味であると回答された施設

	全体		東部		中部				西部				2018年度 全体	
					静岡市内		静岡市外		浜松市内		浜松市外			
全体	47	25%	11	16%	5	21%	3	12%	16	47%	12	36%	48	25%
従来型	19	23%	5	14%	1	13%	1	8%	9	64%	3	25%	20	24%
ユニット型	22	29%	4	15%	2	22%	2	20%	6	38%	8	53%	22	26%
混在	6	21%	2	29%	2	29%	0	0%	1	25%	1	17%	6	27%

④空き定員に対して、待機者の数はまったく不足していると回答された施設

	全体		東部		中部				西部				2018年度 全体	
					静岡市内		静岡市外		浜松市内		浜松市外			
全体	12	6%	1	1%	2	8%	1	4%	5	15%	3	9%	15	8%
従来型	4	5%	1	3%	0	0%	0	0%	2	14%	1	8%	1	1%
ユニット型	7	9%	0	0%	2	22%	1	10%	3	19%	1	7%	12	14%
混在	1	4%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	17%	2	8%

3. 昨年度1年間の待機者状況について

入所希望者の内、「すぐにでも入所したい」又は「6か月以内には入所したい」方に対する待機状況について

(1) 全体のまとめ

回答項目	2019年度		2018年度	
	施設数	比率	施設数	比率
入所希望者を長い期間待たせている状態である。	80	43%	76	39%
入所希望者はそれほど待機せずに殆どの方が入所できている。	89	48%	90	46%
入所希望者は殆ど待機せずにほぼ全員がすぐに入所できている。	18	10%	24	12%
合計	187	100%	190	98%

入所希望者の内、「長い期間待たせている状態である」と回答された施設は80施設で全体の43%、昨年度の39%と比較して若干増えている。

一方、入所希望者は「それほど待機せずに殆どの方が入所できている」と回答された施設は89施設で全体の48%、「殆ど待機せずにほぼ全員がすぐに入所できている」と回答された施設は18施設で全体の10%であった。合わせて117施設で、約6割の施設がそれほど待機せずに、又はすぐに入所できていると回答。昨年度と比較して変化は見られない（昨年度も58%であった）。

(2) 「入所希望者を長い期間待たせている状態である」と回答された地域・施設種別の内訳

①施設数と比率

	全体		東部		中部				西部				2018年度 全体	
					静岡市内		静岡市外		浜松市内		浜松市外			
全体	80	43%	35	50%	12	50%	12	46%	9	26%	12	36%	76	39%
従来型	41	49%	21	57%	5	63%	7	58%	4	29%	4	33%	40	47%
ユニット型	24	32%	11	42%	4	44%	2	20%	3	19%	4	27%	28	32%
混在	15	54%	3	43%	3	43%	3	75%	2	50%	4	67%	10	43%

※全体の割合は、全施設数に対する割合で、施設種別及び地区別の割合は、施設種別及び地域別ごとの割合となっている。

入所希望者を「長い期間待たせている状態である」と回答された施設の種別では、昨年度は従来型が比較的多かったが、今年度調査では混在型が比較的多い。ユニット型が昨年度同様に「長い期間待たせている状態である」と回答された施設は比較的小さい。

②最も長い待機期間と長い待機期間の平均

	全体		東部		中部				西部				2018年度 全体	
					静岡市内		静岡市外		浜松市内		浜松市外			
	最長	平均	最長	平均	最長	平均	最長	平均	最長	平均	最長	平均		
全体	15年	3.0年	15年	3.2年	6年	3.2年	15年	4.7年	4年	2.1年	15年	1.8年	13年	5.3年
従来型	15年	3.4年	15年	4.9年	5年	3.0年	15年	4.7年	3年	2.3年	15年	2.0年	13年	6.1年
ユニット型	10年	3.0年	10年	2.6年	5年	3.0年	1年	5.5年	4年	2.7年	9年	1.3年	12年	3.8年
混在	9年	1.9年	4年	2.2年	6年	3.7年	9年	0.0年	2年	1.5年	8年	2.0年	10年	5.5年

入所希望者を「長い期間待たせている状態である」と回答された施設の平均待機期間は3.0年で、昨年度の5.3年より短くなっている。また、最も長い待機期間は15年であった。

昨年度同様に従来型施設の方が比較的待機期間が長い。

(3)「入所希望者はそれほど待機せずに殆どの方が入所できている」と回答された地域・施設種別の内訳

①施設数と比率

	全体		東部		中部				西部				2018年度 全体	
					静岡市内		静岡市外		浜松市内		浜松市外			
全体	89	48%	33	47%	9	38%	12	46%	19	56%	16	48%	90	46%
従来型	36	19%	15	41%	3	38%	5	42%	7	50%	6	50%	41	49%
ユニット型	41	22%	14	54%	2	22%	6	60%	10	63%	9	60%	36	43%
混在	12	6%	4	57%	4	57%	1	25%	2	50%	1	17%	14	57%

入所者は「それほど待機せずに殆どの方が入所できている」と回答された施設の地域別では、浜松市内が比較的多い。

また、施設種別ではユニット型施設が比較的それほど待機せずに入所できている。

②昨年度入所された方の平均待機期間

	全体	東部	中部		西部		2018年度 全体
			静岡市内	静岡市外	浜松市内	浜松市外	
全体	0 年8ヶ月	0 年9ヶ月	0年7ヶ月	1年1ヶ月	0年6ヶ月	0年5ヶ月	0年11ヵ月
従来型	0年10ヶ月	0年11ヶ月	0年5ヶ月	1年2ヶ月	0年9ヶ月	0年6ヶ月	0年11ヵ月
ユニット型	0年7ヶ月	0年8ヶ月	0年5ヶ月	1年0ヶ月	0年5ヶ月	0年4ヶ月	0年8ヵ月
混在	0年10ヶ月	1年10ヶ月	1年0ヶ月	1年9ヶ月	0年6ヶ月	0年3ヶ月	1年1ヵ月

入所希望者は、「それほど待機せずに殆どの方が入所できている」と回答された施設の平均待機期間は、8か月で、昨年度の11か月より短くなっている。

(4) 「入所希望者は殆ど待機せずにほぼ全員がすぐに入所できている」と回答された地域・施設種別の内訳

	全体		東部		中部				西部				2018年度 全体	
					静岡市内		静岡市外		浜松市内		浜松市外			
全体	18	10%	2	3%	3	13%	2	8%	6	18%	5	15%	24	12%
従来型	6	7%	1	3%	0	0%	0	0%	3	21%	2	17%	4	5%
ユニット型	11	14%	1	4%	3	33%	2	20%	3	19%	2	13%	19	22%
混在	1	4%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	17%	1	4%

※全体の割合は、全施設数に対する割合で、施設種別及び地区別の割合は、施設種別及び地域別の割合となっている。

入所希望者は、「ほとんど待機せずにほぼ全員がすぐに入所できている」と回答された施設の地域別では、浜松市内、浜松市外、静岡市内の順で多い。また、施設種別では昨年度同様にユニット型が比較的すぐに入所できている。

4. 待機者人数（入所申込者数）の状況

1施設当たりの平均待機者数と回答施設の待機者数の合計人数

待機者人数合計（入所申込者数合計）

①すぐに入所をしたい

		全体	東部	中部		西部	
				静岡市内	静岡市外	浜松市内	浜松市外
要介護3～5	1施設平均	36.0	35.8	36.1	58.7	23.8	30.8
	合計	6,737	2,511	868	1,527	812	1,019
要介護1・2	1施設平均	8.5	7.4	9.4	9.0	8.7	9.3
	合計	1,592	522	227	236	299	308

②6か月以内には入所をしたい

		全体	東部	中部		西部	
				静岡市内	静岡市外	浜松市内	浜松市外
要介護3～5	1施設平均	5.4	4.4	5.3	9.8	4.7	5.2
	合計	1,028	308	129	256	161	174
要介護1・2	1施設平均	1.3	1.1	1.7	1.2	1.8	1.4
	合計	260	76	43	32	62	47

③将来的には入所をしたい

		全体	東部	中部		西部	
				静岡市内	静岡市外	浜松市内	浜松市外
要介護3～5	1施設平均	13.7	13.2	15.9	20.4	10.3	11.8
	合計	2,580	924	382	531	353	390
要介護1・2	1施設平均	7.9	7.7	9.4	8.3	7.7	7.0
	合計	1,485	545	226	218	262	234

要介護度3～5の待機者のうち「すぐに入所をしたい」又は「6か月以内には入所をしたい」人の1施設当たりの平均人数は41.4人で全申込者数の56.8%を占め、その合計人数は県全体で7,765人にもなった。一人当たり4か所前後の施設に入所申し込みをされていると考えられる（注）。

また、要介護1，2の待機者のうち「すぐに入所をしたい」又は「6か月以内には入所をしたい」人の1施設当たりの平均人数は9.8人で全申込者数の13.5%を占める。

一方、「将来的には入所をしたい」人は全体（要介護1～5）で4,065人で全申込者数の29.9%を占める。

（注）静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課発表の特別養護老人ホームの入所希望者の状況（平成30年1月1日時点）では、要介護3～5の入所希望者の実人数のうち在宅で6か月以内の入所を希望している人の県内の合計は1,885人であった。

5. 特例入所の受入状況

(1) 特例入所の受け入れ実績

	全体		東部		中部				西部			
					静岡市内		静岡市外		浜松市内		浜松市外	
	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率
特例入所の実績は無い	92	49%	40	57%	10	42%	17	65%	11	32%	14	42%
特例入所の実績がある	94	50%	30	43%	13	54%	9	35%	23	68%	19	58%

特例入所の受け入れ実績のある施設と実績のない施設の割合は約半々であった。地域別では、東部地区及び静岡市外では特例入所の実績のある施設の方が比較的少ない。静岡市内及び浜松市では、特例入所の実績のある施設の方が比較的多い。

(2) 特例入所の理由ごとの実績内訳

特例入所の実績について、その受け入れ人数と考慮すべき事項について回答（考慮すべき事項は複数回答あり）。また、市町の担当課や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の要請により受け入れした人数を回答。

考慮すべき事項	2017年度		2018年度	
	人数	内要請	人数	内要請
①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。	43	8	44	3
②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。	4	2	4	1
③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。	24	16	21	16
④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。	51	8	58	5
⑤居宅サービス等の利用に関する状況などから、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められること。	62	6	60	5

特例入所の理由として、⑤居宅サービス等の利用に関する状況、④単身世帯、家族等による支援が期待できないなどの理由が多い。

6. 入所・待機者に関する対応状況や意見・要望

昨年度の入所・待機者状況調査の自由記述において寄せられた意見・要望等に対する回答（複数回答あり）

	施設数	比率
①要介護認定資料等の開示請求について、保険者で対応が異なるので統一して欲しい。	34	18%
②優先入所指針の基準について、入所待機期間が長い人に対する加点等をできるようにして欲しい。	56	30%
③優先入所指針の基準について、上記②については、介護期間や申込期間が長く介護者の負担が著しく大きいため特別な状況として加算している。	20	11%
④優先入所指針の基準について、介護保険施設等に入院又は入所している場合の「退所又は退院が予定されている」ことの判断に迷うことがあるので、具体的に示して欲しい。	59	32%
⑤特例入所について、施設からの意見照会に対し、保険者によっては意見表明が2週間以上かかることがある。	13	7%
⑥特例入所について、施設から緊急案件として意見を求めても、保険者によっては速やかな意見表明がないことがある。	8	4%
⑦施設の特例入所の判断に対して、保険者の理解、協力が得られにくい。	21	11%
⑧施設の特例入所の判断に対して、保険者の意見等は適切であると思う。	31	17%
⑨特例入所について、特養が限られた資源の中で、より入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう原則要介護3以上に限定されたが、待機者が殆どいない地域や施設においては、要件を設置する必要はないと思う。	81	43%
⑩特例入所について、施設の待機状況等を踏まえ空床がある場合などは、要件を緩和し、要介護2以下の方でも入所しやすくして欲しい。	98	52%

昨年度寄せられた入所・待機者に関する意見・要望を参考に作成した設問に対し、②、④の優先入所指針の基準について、⑨、⑩の特例入所についてが、全体の3割を超える施設が該当すると回答されている。

その他の意見・要望

(東部)

- ・問6-⑨については、待機者が多い地域や施設より希望者を募り入所につなげる。また紹介できるようにした方がよいと思う。
- ・年々申込者が増え、名簿が煩雑になっている。定期的に情報を新しくする手続き（再申し込み等）を実施していく必要があるが、他の施設がどのような手段で実施しているのか、どの程度の頻度で実施しているのかを聞いてみたいです。
- ・経済的負担の大きい療養型病院・老健などに入所されている方で体の状態も安定され特養でも大丈夫と言われ、いざ特養に入所申し込みされても入所中とのことで点数が低く出てしまう。どうしても在宅者が点数上位にきてしまうのでなんとかならないでしょうか（療養・老健で入所申し込みされている方は経済難の方が多いので）
- ・加算をする基準、判断が難しい。特に加算はなくても点数が低くても判定会で緊急性があれば優先して入所させてもよいとしてくれればわかりやすいし入所させやすいと思う。
- ・待機者によってはとりあえず申しこみをしておこうという気持ちで申し込まれる方が多く、実際順番がきても保留とする家族も多い。県外から申し込まれる方（入所希望者が県外にいて手介護者は県内）などの場合、事前の面接（入所判定会前の資料）に遠方まで行く費用などの面で何かいい方法はないのか？（入所当日に初対面というわけにはいかないの）
- ・待機者の中には精神症状が激しい方や医療ニーズが高い方が増えており、待機者名簿に滞留している。毎回入所判定会議で審議しているが入所には至らない。この方々も特養の待機者として大きな数字となっている現状がある。
- ・入所を申し込む時点で特養は待機者が多く入所できないというイメージを持たれている方が多いようで病院からの退院はサ高住などを病院で紹介されたりとしている状況が伺えます。申し込みをされる方は近隣の特養を複数申し込まれますので優先入所基準での声かけを行うとすでに入所済みであったりする者も多い。実際にはそんなに待機者はいないと判断しています。申し込みを確保するのに現在は特養でも困難な状態です。広報活動をして待機者の確保をしています。介護度1.2に関しても動けるので自宅での介護困難な方も多いが特例入所は基準が難しく敷居が高いと感じます。
- ・日常生活支援加算の要件が厳しくあいまい。入所希望者にとっての利点は？
- ・要介護度3以上では医療的ケアも増え、特養では対応が難しく入所できない。
- ・空床ができてからでは特例の意見照会が間に合わず実質入所できない。
- ・特例入所について市町村によって判断の厳しいところと緩いところがある。考慮すべき事項にあてはまらないが、入所の必要性のある方がいる。
- ・多種多様な施設が乱立。閉鎖・合併・リニューアルを繰り返している印象→ニーズはあるのか？介護職員、利用待機者の分散の一因となっているのでは？
- ・特養入所の原則要介護度3はいらないと思う。在宅で困っている方の多くはまだ動ける認知症の方が多く、介護度が1.2の方である。状況によっては点数が上がってきづらい。特例入所もあるが在宅におられる方の中には申し込みもできないと思っている方もいる。

・特例入所に関して介護度1.2の方でも、家族の負担が大きい方も多い。しかし、要件にあてはまらなないと結局は入所対象とならず、落胆される家族もいる。また介護度1.2の方が上位に上がりにくく、何年も入所待ちをしている方もいるため（待機者が減少しつつある状況も加味し）介護1.2の方でももっと入りやすいよう制度が変わるとよいと思う。

（中部）

・介護度3以上で入所したご利用者が、更新時に介護度2以下になった場合に特例入所該当要件にかかわらず継続して入所の方がご利用者本人の身体的・精神的に良いと考える。（退所になると生活環境の変化やご家族も受入れにすぐに対応できない等問題があると考え。）

・介護者の状況で施設に入院、入所している場合の点数が低すぎるのでは。特養に入りたかったが入所までどうしても自宅での生活介護が困難で仕方なくグループホーム等に入所しなければ場合もあるので。

・特例入所の判断基準を明確化すると共に事例等掲げて公平性を期すべきである。情報を集めるためのアンケートになっていないか！アンケート調査を集約しどのような改善が図られたかに力を入れてほしい。消化するための事業計画が多すぎる。

・介護保険証の中で認知症自立度を表示をすれば手続きがシンプルになる。

区分（介護者等の状況）がわかりづらい。家族の認識と違うことが多い。

・特例入所に際して、市から依頼、要請がある場合に改めて施設から意見照会を行うことについて意味があるのか疑問である。

・現在、老健では看取りまで行っている施設がほとんどであり介護度1・2で老健に入居しそのまま亡くなるまで居るケースが多い。以前の様に介護施設のすみ分けが出来なくなっている状況であれば、特養入所を介護度3以上とするのは納得いかない。

・要介護度3以上で入所出来ないという情報だけが浸透しており要介護1・2の場合居宅ケアマネ病院等からの問い合わせもなく入所申込も無い状態です。（特例入所対象になる方がいません。）介護度で判断するのではなく、本人の置かれている状況、家族力当も含めて入所の必要性があるのか介護度1～介護度5の中での対象にして欲しいです。

・待機人数が減少している中、今後の増床や新規特養増設に関しては慎重に情報収集して頂き現状に沿った計画を検討してもらいたい。

特例入所が増加する傾向の中で、施設運営という点で収益が低下するという側面が否定できない。今後特例入所受け入れ施設に対しての経過措置等の検討がなされると有難い。

・入居申込者の生活状況において、「ひとり暮らし介護者がいない」と「ひとり暮らしで介護者がいるが日常的に介護を受ける事が困難」の2択で迷う事があるので基準がほしい。どういう場合を「介護者がいない」と判断するのか。

・複数の施設に申し込まれている方が多い。現場確認をしているが、約半数が他施設に入所又は死亡しているか。申し込みはそのまま続行している。申し込み時に変化があったら連絡してほしいと伝えてあるが何も守られておらず把握は施設サイドから確認するのが現状である。

（西部）

- ・地域密着型小規模施設ということもあり、入居者の確保が困難。申込をされてもショートステイがある施設へ入所され、キャンセルされることが多い。
- ・特養以外の施設でも空床があり、入所申込みをいただいても入所待機にならない状況が続いている。
- ・特例入所の書類について、浜松市は特例入所可の判断が出た際、施設の入所判定会の会議録を送付するように求められるが、袋井市は求められない。保険者によって違うのはなぜか？統一をしてほしい。
- ・グループホームは要介護2以下が利用条件とし、特養との住み分けをしてほしい。
- ・要介護3で入所後落ち着いて生活され、更新認定で要介護2になるケースが2件あった。保険者に特例入所の照会を出し、そのまま入所していただいているが、在宅に戻るとは難しいケースだった。施設で生活しているから安定していることを調査員には考慮してもらいたい。
- ・特例入所にする場合、優先入所が基本であることは人道的に必要であることは当然だが、介護保険上の「日常生活継続支援加算」を努力していても、特例入所により加算がとりにくくなるのは経営上困難。特例入所者は「日常生活継続支援加算要件」から除外していただければ更に保護の枠は広がります。介護保険法と高齢者福祉法と特養は一体的役割があることを忘れないでほしい。
- ・待機者がぐんと減り、入所される方も介護度3以上の方ということで入所してすぐ亡くなる方が増えているのが現状です。また、介護度3以上だと、すでに病院や老健を利用されている方が多くいます。また、地域的にも介護に就く若い人も少なく、利用者も少ないように感じますし、今後、特養で生き残っていけるのか心配に思います。
- ・近年、男性の申込者が減少してきています。
- ・入所待機者確保、特に女性に苦慮しています。
- ・ユニット型特養への入所希望者は、月々の負担額が多いため、少ない状況があり、待機者も少なく、満床を維持していくことが厳しいところが見られる。
- ・同市内にあっても地域にある施設の数や種類の違いなどから待機者状況に大きな違いが生じている。特養の入所要件が原則「要介護3以上」とあるが「すぐに入所したい」という希望者の中に要介護3以上の方たちの数が少なくなっている。一方、要介護1や2であっても、自宅で介護が困難であるため、入所申込みをされる方がいる。要介護3以上という画一的な基準ではなく、本当に困っている人が利用できるようにしてほしい。県、市で待機者状況を毎年調査しているので、希望者が平等に利用できる手段を構築できないか？
- ・職員が集まらずユニットがオープンできずにいます。入所ができないので待機者が多くいます。
- ・老健入所中の方から申し込みを受けることが多く、待機もされているが、施設入所されているため、得点が低く、なかなか判定会もかからずに亡くなってしまうケースが多い。老健で長く入所できるなら良いが、他の施設ではどのように対応しているか気になる。

- ・入所後、介護保険更新の際に要介護度が1もしくは2の認定となってしまった場合、施設の対応として積極的に在宅または他施設への転所を進めていくべきなのか？そのまま特養での生活を継続していくことができるよう配慮していくべきなのか？明確に示してほしい。
- ・実際に在宅で家族が困っているのは、介護度1、2の方が多いように思います。その方たちを援助するために、特例入所ではなくスムーズに入所が可能になる手段があればと思います。本当に在宅で困っている方を援助できる特養でありたいです。
- ・6か月以内に入所希望の方のほとんどが在宅で何とかやれているが、無理になったら入所したい方で、状態が変化ない間はパスの方です。介護度3以上となり、入所者の重度化が進んでいます。なくなることも多く、入れ変わりが激しい。
- ・待機者の減少があり、空床が多くなる可能性があるので心配である。
- ・待機者、入所者の確保が以前よりも難しい状況となり、施設でも入所対応基準の見直しが常に必要となり、負担が増えたと感じています。実際の入所希望者がスムーズに入所できるよう、入所要件の見直しも必要だと感じます。
- ・要介護3以上の方の入所になってから、入所から退所までの期間が短くなっている。入退所が増えたことで入所待機者が減っている現状があるため、入所要件の緩和ができると良いと思う。
- ・特例入所の意見照会を保険者に提出した際、保険者によって対応が違うことが気になる。基準に厳しい保険者がある反面、窓口で「これは何の書類ですか？」と言われた保険者もあり、とてもびっくりしました。
- ・特養は原則介護度3以上の方が入所できますが、特例の方については家族状況等必要な方もいると思います。積極的に受け入れたいが、介護度1,2の方を受け入れると、施設としては減収となり、日常生活支援継続加算の取得が困難になるため、行政として受け入れの際の加算等の配慮をお願いしたい。

待 機 ・ 入 所 状 況 調 査 票

基準日：2019年6月30日

1. 施設の概要についてご記入下さい。

- ① 所在地 _____ 市・町
- ② 種 別 ☐従来型 ・ ☐ユニット型 ・ ☐混合
- ③ 2019年6月末の平均要介護度 _____
- ④ 直近3ヶ月間（2019年4～6月）の新規入所者の平均要介護度 _____
- ⑤ 直近3ヶ月間（2019年4～6月）の平均稼働率 _____ %

※平均稼働率＝各月の稼働率合計÷3 ※各月の稼働率＝利用実績数÷（定員×月日数）

2. 昨年度1年間の入所者状況について、該当する番号に○を付けて下さい。

- ① 空き定員を満たすのに十分な待機者がいる。
- ② 空き定員を満たすだけの待機者は、概ね確保できている。
- ③ 空き定員に対して、待機者の数は不足気味である。
- ④ 空き定員に対して、待機者の数はまったく不足している。

3. 昨年度1年間の待機者状況について、該当する番号に○を付けて下さい。

なお、入所希望者の内、「すぐにでも入所したい」又は「6ヶ月以内には入所したい」方についてお伺いします。

- ① 入所希望者を長い期間待たせている状態である。
（最も長い待機期間： _____ 年以上）
- ② 入所希望者はそれほど待機せずに殆どの方が入所できている。
（昨年度入所された方の待機期間：平均 _____ 年 _____ ヶ月）
- ③ 入所希望者は殆ど待機せずにほぼ全員がすぐに入所できている。

4. 待機者人数（入所申込者数）について、ご記入ください。

	すぐに 入所をしたい	6か月以内には 入所をしたい	将来的には 入所をしたい
要介護度3、4、5	人	人	人
要介護度1、2	人	人	人
待機者人数合計	人	人	人

5. 特例入所（介護度 1、2 の方）の受入の状況について、該当する番号に○を付け、実績がある場合は受け入れ人数をご記入下さい。

- ① 特例入所の実績がある。（下記に受入れ人数をご記入ください）
- ② 特例入所の実績はない。

【特例入所受入状況】

考慮すべき事項	2017 年度		2018 年度	
	受入人数 計	内市町等か らの要請	受入人数 計	内市町等か らの要請
①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。				
②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。				
③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。				
④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。				
⑤居宅サービス等の利用に関する状況などから、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められること。				

※市町等からの要請欄は、市町の担当課や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などからの要請により受入した人数をご記入ください。

6. 特養入所・待機者に関する対応状況や意見・要望について、該当する番号に○を付けて下さい。
（複数回答可）

※下記項目は、昨年度の入所・待機者状況調査で自由記述により寄せられた意見・要望等を参考に作成したものです。

- ① 要介護認定資料等の開示請求について、保険者で対応が異なるので統一して欲しい。
（請求を拒否されたり、手続きが煩雑であったりする保険者がある）
- ② 優先入所指針の基準について、入所待機期間が長い人に対する加点等をできるようにして欲しい。（長く待っている人は、いつまでも待機している状況がある）
- ③ 優先入所指針の基準について、上記②については、介護期間や申込期間が長く介護者の負担が著しく大きいため特別な状況として加算している。
- ④ 優先入所指針の基準について、介護保険施設等に入院又は入所している場合の「退所又は退院が予定されている」ことの判断に迷うことがあるので、具体的に示して欲しい。
- ⑤ 特例入所について、施設からの意見照会に対し、保険者によっては意見表明が2週間以上かかることがある。
- ⑥ 特例入所について、施設から緊急案件として意見を求めても、保険者によっては速やかな意見表明がないことがある。
- ⑦ 施設の特例入所の判断に対して、保険者の理解、協力が得られにくい。

- ⑧ 施設の特例入所の判断に対して、保険者の意見等は適切であると思う。
- ⑨ 特例入所について、特養が限られた資源の中で、より入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう原則要介護3以上に限定されたが、待機者が殆どいない地域や施設においては、要件を設置する必要はないと思う。
- ⑩ 特例入所について、施設の待機状況等を踏まえ空床がある場合などは、要件を緩和し、要介護2以下の方でも入所しやすくして欲しい。

7. その他、特養待機・入所等に関する意見・要望がありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

【送付先】 F A X : 0 5 4 - 6 5 3 - 2 3 1 2 (県老施協)